

平成 30 年度税制改正大綱（電子化に係る部分を抜粋）

<p>青色申告特別控除</p>	<p>① 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を 55 万円（現行：65 万円）に引き下げる。</p> <p>② 上記①にかかわらず、上記①の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を 65 万円とする。</p> <p>イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。</p> <p>ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。</p> <p>（注 1）上記 1 の改正は、平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用する。</p> <p>（注 2）平成 32 年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の備付けを開始する日に、これらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存に係る承認を受けていない場合において、同年中の日であってその承認を受けてこれらの帳簿の電磁的記録による備付けを開始する日から同年 12 月 31 日までの間におけるこれらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存を行っているときは、同年分の 65 万円の青色申告特別控除の適用における上記 (5) ②イの要件を満たすこととする等の所要の措置を講ずる。</p>
<p>支払調書等の電子的な提出の義務</p>	<p>（国税）</p> <p>支払調書等の電子情報処理組織（e-Tax）又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を 100 枚以上（現行：1,000 枚以上）に引き下げる。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 33 年 1 月 1 日以後に提出すべき支払調書等について適用する。</p> <p>（地方税・個人住民税）</p> <p>国税における支払調書等の電子情報処理組織（e-Tax）又は光ディスク等による提出義務基準の引下げに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の電子情報処理組織（eLTAX）又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等（給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票、公的年金等支払報告書にあっては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票）の枚数を 100 枚以上（現行：1,000 枚以上）に引き下げる。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 33 年 1 月 1 日以後に提出すべき給与支払報告</p>

<p>電子申告の義務化 (国税)</p>	<p>書及び公的年金等支払報告書について適用する。</p> <p>(1) 法人税等の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設</p> <p>① 大法人の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により提供しなければならないこととする。</p> <p>（注）上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。</p> <p>② 上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供しなければならないこととする。</p> <p>③ 上記①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、上記①の申告書及び上記②の添付書類を書面により提出できることとする。</p> <p>(2) 消費税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設</p> <p>① 大法人の消費税の確定申告書、中間申告書、修正申告書及び還付申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。</p> <p>（注）上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金等の額が 1 億円を超える法人並びに相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体をいう。</p> <p>② 上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。</p> <p>③ 上記①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、上記①の申告書及び上記②の添付書類を書面により提出できることとする。</p> <p>（注 1）上記（1）の改正は、平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、上記（2）の改正は、同日以後に開始する課税期間について、それぞれ適用する。</p> <p>（注 2）上記（1）③及び（2）③以外の理由により電子申告がなされない場合には無申告として取り扱うこととする。</p> <p>ただし、現在の運用上の取扱いを踏まえ、期限内に申告書の主要</p>
---------------------------------	---

平成 30 年度税制改正大綱（電子化に係る部分を抜粋）

	<p>な部分が電子的に提出されていれば無申告加算税は課さない取扱いとする。申告書の主要な部分以外の書類の電子提出の確保策については、施行後の電子的な提出状況等を踏まえ、そのあり方を検討する。</p>
<p>その他電子化促進のための環境整備（国税）</p>	<p>① 法人税の次の制度の適用を受ける場合に確定申告書等に添付することとされている第三者作成書類については、添付することに代えて保存することにより次の制度の適用を認めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 ロ 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 ハ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 ニ 収用換地等の場合の所得の 5,000 万円特別控除 ホ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の 2,000 万円特別控除 ヘ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の 1,500 万円特別控除 <p>② 電子情報処理組織による申請等と併せてスキャナ等により作成して電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信する添付書面等について、一定の解像度及び階調の要件を付した上で、税務署長による当該添付書面等の提示等を求める措置を廃止することとする。</p> <p>③ 法人（上記（1）①の大法人を除く。）の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供することができることとする。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>④ 連結子法人の個別帰属額等の届出について、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 連結親法人が連結子法人の個別帰属額等を電子情報処理組織を使用する方法又は当該個別帰属額等を記録した光ディスク等を提出する方法により当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提供した場合には、連結子法人が当該個別帰属額等を記載した書類を当該連結子法人の本店等の所轄税務署長に提出したものとみなす。 <p>（注）上記の改正は、平成 32 年 4 月 1 日以後に終了する連結事業年度について適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ロ 更正の場合の個別帰属額等の異動の届出を不要とする。 <p>（注）上記の改正は、平成 32 年 4 月 1 日以後の個別帰属額等の異動について適用する。</p> <p>⑤ 次の書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書 ロ 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類 ハ 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

平成 30 年度税制改正大綱（電子化に係る部分を抜粋）

	<p>(注) 上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた事実について適用する。</p> <p>⑥ 法人税、地方法人税及び復興特別法人税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する。</p> <p>⑦ 電子情報処理組織により法人が行う申請等について、当該法人の代表者から委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を送信する場合には、当該代表者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。</p> <p>⑧ その他法人税及び地方法人税の申告手続について、別表（明細記載を要する部分に限る。）、財務諸表及び勘定科目内訳明細書に係るデータ形式の柔軟化、勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化等を図ることと合わせ、電子情報処理組織の送信容量の拡大など運用上の対応を行うこととするほか、所要の措置を講ずる。</p>
<p>電子申告の義務化 （地方税）</p>	<p>(1) 法人住民税及び法人事業税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設</p> <p>① 大法人の法人住民税及び法人事業税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提供しなければならないこととする。</p> <p>(注) 上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。</p> <p>② 上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。</p> <p>(注 1) 上記の改正は、平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。</p> <p>(注 2) 電子申告がなされない場合には不申告として取り扱うこととする。</p> <p>(備考) 上記①の大法人の上記②の添付書類の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について、国税における措置等を踏まえ、検討する。</p> <p>(2) 消費税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴い、地方消費税について所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間について適用する。</p>
<p>その他電子化促進 のための環境整備 （地方税）</p>	<p>① 外形標準課税対象法人又は収入金額課税法人が法人税の確定申告書又は中間申告書の提出を電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行い、かつ、これらの申告書に貸借対照表及び損益計算書の添付がある場合には、法人事</p>

平成 30 年度税制改正大綱（電子化に係る部分を抜粋）

	<p>業税の確定申告又は中間申告において、これらの書類の添付があったものとみなすこととする。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>② 法人事業税、地方法人特別税及び鉱産税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する。</p> <p>③ 電子情報処理組織（eLTAX）により法人が行う申請等について、当該法人の代表者から委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を送信する場合には、当該代表者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。</p> <p>④ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>（備考）法人（上記（1）①の大法人を除く。）の法人住民税及び法人事業税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の添付書類の提出方法の柔軟化について、国税における措置等を踏まえ、検討する。</p>
<p>年末調整手続の電子化</p>	<p>（国税）</p> <p>生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る年末調整手続について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けようとするものは、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、当該控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該控除証明書を提出し、又は提示したものとみなす。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 32 年 10 月 1 日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。</p> <p>(2) 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（以下「住宅ローン控除」という。）の適用を受けようとするものは、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書（以下「住宅ローン控除申告書」という。）の書面による提出に代えて、当該住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該住宅ローン控除申告書を提出したものとみなす。</p> <p>（注）上記の改正は、税務署長の承認を受けている給与等の支払をする者に対し、平成 32 年 10 月 1 日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用する。</p> <p>(3) 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅ローン控除の適用を受けようとするもの（居住年が平成 31 年以後である者に限る。）は、住宅ロ</p>

	<p>ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書（以下「住宅ローン控除証明書」という。）又は住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（以下「年末残高証明書」という。）の書面による提出に代えて、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該住宅ローン控除申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書を提出したものとみなす。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 32 年 10 月 1 日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用する。</p> <p>(4) 上記 (2) 及び (3) の改正に伴い、年末残高証明書に記載すべき事項の電磁的方法による交付を可能とする等の所要の措置を講ずる。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 32 年 10 月 1 日以後に交付する年末残高証明書について適用する。</p> <p>(5) 住宅ローン控除の適用を受ける際に住宅ローン控除申告書等に添付すべき住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の範囲に、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の発行者から電磁的方法により提供を受けた当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 32 年 10 月 1 日以後に提出する住宅ローン控除申告書等について適用する。</p> <p>（地方税）</p> <p>個人住民税について、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る年末調整手続の電子化に関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 33 年度分以後の個人住民税について適用する。</p>
<p>共通電子納税システム（共同収納）の導入</p>	<p>一定の地方税について、納税義務者等が eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）の運営主体が運営する共通電子納税システムを利用して納付又は納入を行う場合、その収納の事務については、eLTAX の運営主体及び金融機関に行わせるものとし、これらの税は金融機関から eLTAX の運営主体を経由して地方公共団体に払い込まれるものとする。</p> <p>（注 1）対象税目は、平成 31 年 10 月 1 日時点においては、個人住民税（給与所得又は退職所得に係る特別徴収分）、法人住民税、法人事業税及び事業所税（これらの税と併せて納付又は納入することとされている税を含む。）とし、実務上対応が可能となった段階で順</p>

平成 30 年度税制改正大綱（電子化に係る部分を抜粋）

	<p>次、税目の拡大を措置する。</p> <p>（注 2）上記の改正は、平成 31 年 10 月 1 日から適用する。</p>
国税のコンビニ納付	<p>国税のコンビニ納付について、自宅等において納付に必要な情報（いわゆる「QRコード」）を出力することにより行うことができることとする。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 31 年 1 月 4 日以後に納付の委託を行う国税について適用する。</p>
国税の予納制度	<p>国税の予納制度について、対象となる国税を概ね 12 月（現行：6 月）以内において納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税に拡充し、併せて、ダイレクト納付により行うことができることとする。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 31 年 1 月 4 日以後に納付手続を行う国税について適用する。</p>
電子情報処理組織（e-Tax）を使用し行うことのできる処分通知	<p>電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等について、その範囲に次の処分通知等を加えるほか所要の整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 更正の請求に係る減額更正等の通知 ② 住宅ローン控除証明書の交付 ③ 適格請求書発行事業者の登録に係る通知 <p>（注）上記の改正は、平成 32 年 1 月 1 日以後に行う処分通知等について適用する。</p>